

国立大学法人滋賀医科大学医学・看護学教育センター
障害学生支援室会議内規

平成19年12月18日制定

令和元年6月25日改正

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人滋賀医科大学医学・看護学教育センター規程第6条第2項の規定に基づき、障害学生支援室会議（以下「室会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 室会議は、障害学生の支援に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 障害学生の就学支援に関する事項
- (2) 障害学生について必要とされる他大学との連携に関する事項
- (3) その他障害学生支援に関し必要な事項

(組織)

第3条 室会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 室長
 - (2) 基礎医学講座の教員 若干名
 - (3) 臨床医学講座または医学部附属病院各部の教員 若干名
 - (4) 看護学科の教員 若干名
 - (5) 学生課長補佐
 - (6) その他室長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第2号から第4号までの委員は、室長の指名を経てセンター長が委嘱する。
- 3 第1項第2号から第4号までの委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 第1項第6号の任期は室長が定める。
- 5 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 室会議に議長を置き、室長をもって充てる。

- 2 議長は、室会議を招集する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 室会議に必要なときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(専門委員会等)

第6条 室会議に専門の事項を審議・検討させるため、専門委員会等を置くことができ

る。

(事務)

第7条 室会議の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、室会議の運営に関し必要な事項は、室会議が別に定める。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年7月1日から施行する。